

第136回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 連結計算書類

連結注記表 …………… 1

■ 計算書類

個別注記表 …………… 18

- 本内容は、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nichimo.co.jp/>) に掲載しているものです。
- 本内容は、会計監査人および監査等委員会が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

二チモウ株式会社

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称 西日本ニチモウ(株)、
ノールイースタントロールシステムズ INC.
当連結会計年度において株式会社博多っ子本舗は、事業停止に伴い休眠状態となり、重要性が乏しくなったため、連結の範囲より除いております。なお、同社は現在清算手続き中であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称 トーエイ(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の額及び利益剰余金の額等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社 4社 日本サン石油(株)、日本測器(株)、日本船燈(株)

当連結会計年度において、2021年10月1日に設立しましたフィッシュファームみらい合同会社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

①非連結子会社 トーエイ(株)

②関連会社 アサヒテックス(株)

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちノールイースタントロールシステムズINC.、ニチモウインターナショナルINC.の決算日は、2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法によっております。

株式等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(ただし、一部の連結子会社は定額法)によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

船舶 3年～20年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売については、原則として引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

また、当社グループが代理人として商品又は製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

子会社において、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

②ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約取引・通貨オプション取引
金利スワップ取引

外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

(二) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、実質的判断による償却期間を見積もり、その見積年数で均等償却しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、国内の商品又は製品の販売において、従来出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に納品した時に収益を認識しております。有償受給取引については、従来有償受給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工賃分のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。リベートについて、従来は、金額確定時に売上高から控除しておりましたが、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当連結会計年度の期首から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は2,059百万円減少し、売上原価は2,067百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は15百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

シンジケートローン手数料の表示方法は、従来、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度は、「シンジケートローン手数料」として表示しております。

なお、前連結会計年度は、営業外費用の「その他」に「シンジケートローン手数料」43百万円が含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	食品事業	海洋事業	機械事業	資材事業	バイオティクス 事業	物流事業	計		
鮮凍品	48,097	—	—	—	—	—	48,097	—	48,097
加工食品	24,464	—	—	—	—	—	24,464	—	24,464
漁具	—	7,591	—	—	—	—	7,591	—	7,591
海上機械 ・養殖資材	—	10,776	—	—	—	—	10,776	—	10,776
食品加工機械	—	—	12,785	—	—	—	12,785	—	12,785
合成樹脂	—	—	—	6,761	—	—	6,761	—	6,761
包装資材 ・農畜資材	—	—	—	1,988	—	—	1,988	—	1,988
健康食品	—	—	—	—	371	—	371	—	371
物流	—	—	—	—	—	2,456	2,456	—	2,456
その他	—	—	—	—	—	—	—	11	11
顧客との契約から 生じる収益	72,562	18,367	12,785	8,749	371	2,456	115,292	11	115,304
その他の 収益	21	47	—	—	—	—	68	96	165
外部顧客への 売上高	72,583	18,414	12,785	8,749	371	2,456	115,360	108	115,469

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に不動産賃貸業を営んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための情報は「会計方針に関する事項(3)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,365	3,226
売掛金	12,624	15,308
契約負債		
前受金	1,810	2,314

(注) 1.当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は1,615百万円であります。

2.契約負債の増減は、主として前受金の受取(契約負債の増加)と、収益認識(契約負債の減少)により生じたものであります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した繰延税金資産の金額

繰延税金資産 644百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、取締役会により承認された翌期の予算及び将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

課税所得の発生時期及び金額を見積る際には、将来の受注見込み、販売数量及び主要商材の原料相場や買付量を主要な仮定として使用しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナの情勢の深刻化による影響の収束時期等を見通すことは困難であります。当社グループへの影響は、事業セグメントによって程度が異なるものの、当連結会計年度末から一定期間継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,076百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額	11百万円
3. 取得価額から直接減額している圧縮記帳額	
建物及び構築物	19百万円
機械装置及び運搬具	166百万円
土地	135百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	300百万円
建物及び構築物	411百万円
土地	595百万円
投資有価証券	4,315百万円
計	5,621百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	9,590百万円
一年内償還社債	252百万円
一年内返済長期借入金	777百万円
社債	744百万円
長期借入金	4,273百万円
計	15,637百万円
5. 手形割引及び裏書譲渡高	
輸出手形割引高	366百万円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記)

1.収益の分解情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,787,400株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	172	50.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	137	40.00	2021年9月30日	2021年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	206	60.00	2022年3月31日	2022年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 99,900株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に水産加工及び販売事業等を行うための調達資金計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブのうち、為替予約取引及び通貨オプション取引は成約額又は個別取引の成約見積額の範囲内に限定しており、金利スワップ取引は必要な範囲内としております。なお、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

取引先企業等に対する長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は設備投資等に係る資金調達です。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、原則として金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権及び営業債務の管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,540百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は、そのほとんどが短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	5,467	5,467	—
資産 計	5,467	5,467	—
(2) 社 債	5,400	5,381	△ 18
(3) 長期借入金	7,824	7,799	△ 24
負債 計	13,224	13,181	△ 43
デリバティブ取引 (*1)	71	71	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	5,467	—	—	5,467
資産計	5,467	—	—	5,467
デリバティブ取引 為替予約取引	—	71	—	71
デリバティブ取引計	—	71	—	71

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	5,381	—	5,381
長期借入金	—	7,799	—	7,799
負債計	—	13,181	—	13,181

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

社債並びに長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しておりレベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 5,832円30銭
- 1 株当たり当期純利益 805円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2022年6月24日開催予定の第136回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型新株予約権」により構成されておりましたが、今般、「株式報酬型新株予約権」の報酬枠を廃止し、新たに本制度による株式報酬を導入することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度の導入および「株式報酬型新株予約権」の廃止により、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2006年6月29日開催の第120回定時株主総会においてご承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する「株式報酬型新株予約権」の報酬制度を廃止し、以後、「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権の新規付与は行わないものとするとともに、下記のとおり、取締役に付与済の「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものについては当該取締役において権利放棄して消滅させたいうで、これに代えて本制度に基づき当社株式を交付することといたします。

本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、本定時株主総会終結日の翌日から2025年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下も同様です。）、および、下記のとおり「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものを放棄した取締役に対して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託の設定

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 信託期間

信託期間は、2022年8月（予定）から2025年8月（予定）までの約3年間とします。

ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金490百万円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として拠出し、下記(6)③のとおり本信託の受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注1： 上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用 についても、合わせて信託します。

注2： 下記(6)のとおり、本制度導入に伴い、取締役が付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄をすることを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権1個＝100ポイント）を付与することを予定しているため、当初の対象期間における当社株式の取得資金としての信託金上限額は当該ポイント分を勘案して算出しております。なお、上記上限額のうち、当該ポイント分見合いの当社株式の取得資金相当額は金400百万円であり、当該金額を除いた上限額は金90百万円となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信

託に追加拠出し、下記(6)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり15,000ポイントを上限とします。

また、このほか、本制度導入に伴い、取締役に付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のもの（合計999個）につきましては、各取締役に對して権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、これに代わるポイントの付与（新株予約権1個＝100ポイント）を上記ポイント上限とは別枠で行うことを予定しております（なお、本株主総会終結の時をもって退任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）である2名分を含みます。）。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が〔自己都合により退任する場合〕等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は失効し、失効したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時（ただし、本定時株主総会終結の時をもって退任する取締役であって、「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものを放棄した場合には本信託設定後遅滞なく）に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く） のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2022年8月（予定）
信託の期間	2022年8月～2025年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

(10) 実施する会計処理の概要

上記のとおり、取締役が付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものについては、当該取締役において権利放棄をすることを条件に、本制度に基づく応分のポイントを付与することを予定しております。これにより、連結貸借対照表に計上されている新株予約権を取崩すとともに、応分のポイント付与については引当金を計上し、差額については損失として処理いたします。

なお、影響額は当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(その他の注記)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない……………時価法によっております。

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2年～50年

機械及び装置 4年～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額（定額法）を翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売については、原則として引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

また、当社が代理人として商品又は製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約取引・通貨オプション取引

外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

金利スワップ取引

借入金利息

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、国内の商品又は製品の販売において、従来出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に納品した時に収益を認識しております。有償受給取引については、従来有償受給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工賃分のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。リポートについて、従来は、金額確定時に売上高から控除しておりましたが、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は2,045百万円減少し、売上原価は2,053百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は11百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

2. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した繰延税金資産の金額

「(税効果会計に関する注記)」をご参照下さい。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,589百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額	2百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	1,742百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	600百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	1,123百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	300百万円
建物	70百万円
土地	422百万円
投資有価証券	4,315百万円
計	5,107百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	9,340百万円
一年内償還社債	252百万円
一年内返済長期借入金	660百万円
社債	744百万円
長期借入金	3,860百万円
計	14,856百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金及び商品仕入債務に対し、保証を行っております。

ニチモウインターナショナル INC.	1,727百万円
	(14,000,000米ドル)
ニチモウフーズ(株)	1,100百万円
はねうお食品(株)	1,010百万円
西日本ニチモウ(株)	980百万円
(株)ニチモウマリカルチャー	750百万円
北海道ニチモウ(株)	520百万円
(株)ニチモウワンマン	380百万円
(株)ビブン	280百万円
(株)ヤマイチ水産	215百万円
マルキュー食品(株)	100百万円
ニチモウバイオティックス(株)	100百万円
フィッシュファームみらい合同会社	89百万円
(株)ちかえフーズ	40百万円
計	7,292百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	7,651百万円
(2) 関係会社からの仕入高	7,176百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	1,014百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末日における自己株式の数

普通株式

346,590株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	43百万円
貸倒引当金	244百万円
賞与引当金	87百万円
退職給付引当金	141百万円
固定資産評価損	195百万円
その他の	913百万円

繰延税金資産小計	1,626百万円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△28百万円
--------------------	--------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,403百万円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△1,432百万円
----------	-----------

繰延税金資産合計	194百万円
----------	--------

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△2百万円
-----------	-------

その他有価証券評価差額金	△919百万円
--------------	---------

繰延ヘッジ損益	△22百万円
---------	--------

その他の	△53百万円
------	--------

繰延税金負債合計	△997百万円
----------	---------

繰延税金負債純額	△803百万円
----------	---------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	北海道ニチモウ(株)	所有 直接 60.78% 間接 39.22%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給 資金の援助	海洋資材商品の販売	187	売掛金	64
				漁網製品の仕入	259	買掛金	116
				債務保証	520	—	—
子会社	ニチモウフーズ(株)	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給 資金の援助	水産食品の販売	4,008	売掛金	527
				水産食品の仕入	81	買掛金	2
				債務保証	1,100	—	—
子会社	はねうお食品(株)	所有 直接 80% 間接 20%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給 資金の援助	加工原料の販売	1,874	売掛金	314
				水産加工品の仕入	491	買掛金	44
				債務保証	1,010	—	—
子会社	西日本ニチモウ(株)	所有 直接 99.91%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給 資金の援助	海洋資材商品の販売	213	売掛金	85
				漁網製品の仕入	839	買掛金	318
				債務保証	980	—	—
子会社	㈱ニチモウマリカルチャー	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給 資金の援助	養殖資材商品の販売	126	売掛金	3
				養殖魚の仕入	473	買掛金	8
				債務保証	750	—	—
子会社	ニチモウロジスティクス(株)	所有 直接 90%	当社商品の販売及び 当社商品の運送 資金の援助	商品の販売	0	—	—
				運賃の仕入	22	買掛金	3
				資金の貸付	—	長期貸付金	600
子会社	ニチモウインターナショナル INC.	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給 資金の援助	商品の販売	7	—	—
				水産食品の仕入	164	買掛金	6
				債務保証	1,727	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
4. 資金の貸付・借入についての利息は、市場金利を勘案して決定しております。
5. ニチモウロジスティクス㈱の銀行借入金（400百万円）に対して債務保証を行っております。当事業年度において、当社が負担すると見込まれる損失見込額856百万円を関係会社事業損失引当金として貸借対照表に計上しており、この結果、注記すべき債務保証金額はありません。
なお、当事業年度において12百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,459円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 443円58銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2022年6月24日開催予定の第136回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(その他の注記)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。